

福山市工事成績評定要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、その円滑かつ適正な執行の確保を図るため、福山市工事成績評定（以下「評定」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 評定は、請負金額500万円以上の工事について行うものとする。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、評定の対象としないことができる。

(評定者)

第3条 完成検査において工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員及び総括監督員又は主任監督員とする。

検査員とは、福山市工事検査規程（以下「検査規程」という。）第3条第1項又は第2項の定めにより検査を行う者とする。総括監督員又は主任監督員とは、福山市建設工事監督員規程第4条及び第5条の定めにより指定された者とする。

2 中間検査における評定者は、検査員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、客観的に、厳正かつ公平に行うものとする。

(評定の様式)

第5条 評定は、福山市工事成績評定基準に基づき、「工事成績評定表」により行うものとする。

(評定の時期等)

第6条 総括監督員、主任監督員である評定者は工事完成のとき、検査員である評定者は完成検査終了のとき、それぞれ評定を行うものとする。

2 検査規程に定める工事担当課長は、「監督員工事成績評定データ」を遅滞なく技術検査課長に提出するものとする。

3 検査員は、前項提出のデータ及び「検査員工事成績評定データ」をもとに「工事成績評定表」を作成し、技術検査課長に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7条 市長は、当該工事の受注者に対して、評定の結果を「工事成績評定通知書」により、月毎に取りまとめ通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第7条による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内（休日を含む。）に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、別に定める福山市工事成績評定評価委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。

(評定点の公表)

第9条 評定点は、別に定める福山市工事成績評定の結果の公表に関する実施要領により公表するものとする。

(評定の修正)

第10条 市長は、評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正するものとする。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、その結果を通知するものとする。

附 則

この要綱は、1994年（平成6年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2000年（平成12年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2002年（平成14年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。